

平成 18 年 1 2 月砥部病院

高齢者こころのケアセンター相談室 ニュースレター No. 8

1階病棟「ききょう」がフルオープンしました。

11月21日に1階病棟がフルオープン致しました。

これに伴い、職員も大幅な勤務交代を致しました。これを機に職員がどこの病棟へ勤務しても同じサービスが提供できるよういっそう励みます。今後ともよろしくお願い致します。

勉強会のご報告

12月5日に中城有喜センター長からのお話で三好春樹先生の本「痴呆論」の勉強会をしました。



三好先生は、認知症を医学的な看護の視点からではなく、「介護」の視点からとらえた分類や対応を提示されています。

センターでは橋本、松本両看護師長が講演を聴き、センター内のケアに排泄ケアの大切さを積極的に取り入れています。

他にも三好先生の考え方が図解されてわかりやすい「新しい介護」の本も紹介されました。

三好先生だけでなく、日々のケアに関してヒントが得られる考え方を種々取り入れていきたいと思えます。



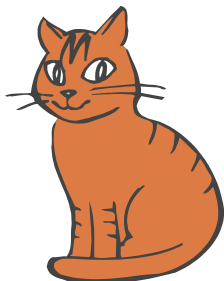
Q & A 最近寄せられた質問を掲載します。

介護保険を持っていると「障害者控除」が受けられますか？

65歳以上で介護保険の「要支援」または「要介護」の認定を受けている人は、障害者手帳を持っていなくても「障害者に準ずる者」として所得税の確定申告や市県民税の申告の際に「障害者控除」の対象になります。控除を受ける際には、住所のある市あるいは地方局の福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となります。住所地によって発行場所が異なりますので、お問い合わせ先が分からない場合はご相談ください。

確定申告でおむつ代は控除の対象になりますか？

所得税の確定申告などにおいて、医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書を添えて、おむつ代は医療費控除の申請ができます。当院にも「おむつ使用証明書」の書式がありますので、申請をお考えの方は、お知らせ下さい。なお文章料1050円となっております。「おむつ使用証明書」は松山市に住所のある方は、松山市でも発行できます。要件がいろいろありますので、直接介護保健課へお問い合わせください。



KUMA からのお知らせ

12月21日(木)午後1時半から
クリスマス会をセンター5階にて行います。
楽しいひとときを過ごしませんか
年末年始が近くなりました。外出や外泊のご予定
が決まりましたら、早めにお知らせください。

編集: 砥部病院高齢者こころのケアセンター相談室(文責 武田)
青木(512)・野本(513)・山口(514)・武田(516)
何かお気づきの点がございましたら、ご相談ください。